証券コード 6406
2013年６月３日

株　主　各　位

滋賀県彦根市宮田町591番地１
フジテック株式会社
代表取締役社長　内　山　高　一

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2013年６月24日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2013年６月25日（火曜日）午前10時
２．場　　所　滋賀県彦根市宮田町591番地１
当社　本店ビッグウィングホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第66期（2012年４月１日から2013年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第66期（2012年４月１日から2013年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件
第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.fujitec.co.jp/kessan/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、普通配当６円に記念配当４円を加え１株当たり10円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金１株当たり６円と合わせ、１株当たり16円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金10円　　総額935,640,860円
　〔うち　普通配当　　６円〕
　〔　　記念配当　　４円〕

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2013年６月26日（水曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社保有不動産・施設の有効活用と環境負荷の低減のための太陽光等による発電等事業への取り組みに備えて、事業目的を追加変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
第２条（目的） 当社は次の事業を営むことをもって目的とする。 (1) エレベータ、エスカレータ、動く歩道、その他の昇降機・電気輸送機ならびにこれらの部材・機器の製造、販売、据付、改修、修理、保守点検および監視制御 (2) 建築工事・機械器具設置工事、その他の建設工事の設計、施工および監理 (3) 各種ビルの設備監視、保安・警備、清掃および管理 (4) 労働者派遣事業 (5) 不動産賃貸業 (6) ショールーム・スポーツ施設・カルチャー施設・宿泊施設・教育研修施設・駐車場・飲食店・売店等の運営および管理 （新設） (7) 前各号に付帯関連する物品の販売・輸出入および役務の提供 (8) 前各号の事業に関する技術、ノウハウの研究、開発、指導および実施許諾 (9) 前各号に付帯関連する一切の業務	第２条（目的） 当社は次の事業を営むことをもって目的とする。 (1) エレベータ、エスカレータ、動く歩道、その他の昇降機・電気輸送機ならびにこれらの部材・機器の製造、販売、据付、改修、修理、保守点検および監視制御 (2) 建築工事・機械器具設置工事、その他の建設工事の設計、施工および監理 (3) 各種ビルの設備監視、保安・警備、清掃および管理 (4) 労働者派遣事業 (5) 不動産賃貸業 (6) ショールーム・スポーツ施設・カルチャー施設・宿泊施設・教育研修施設・駐車場・飲食店・売店等の運営および管理 (7) 発電および売電に関する事業 (8) 前各号に付帯関連する物品の販売・輸出入および役務の提供 (9) 前各号の事業に関する技術、ノウハウの研究、開発、指導および実施許諾 (10) 前各号に付帯関連する一切の業務
第３条～第40条　（条文省略）	第３条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役７名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内山 高一 (うちやま たかかず) (1951年７月16日生)	1976年４月　当社入社 1978年12月　当社取締役 1981年12月　当社常務取締役 1989年11月　当社専務取締役 1992年６月　当社代表取締役副社長 2000年６月　当社代表取締役会長 2002年６月　当社代表取締役社長、現在に至る 2005年７月　当社執行役員社長、現在に至る 2008年10月　当社グローバルオペレーション本部長 2009年５月　当社グローバルオペレーション本部長兼米州担当 2010年４月　当社グローバル事業本部長兼米州担当兼中国担当 2011年４月　当社グローバル事業本部長、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長	557,900株
2	関口 岩太郎 (せきぐち いわたろう) (1946年10月22日生)	1974年４月　当社入社 1994年４月　当社子会社富士達股份有限公司総経理 2001年６月　当社取締役 2004年６月　当社子会社フジテック（HK）CO.,LTD. 代表取締役社長 2005年７月　当社グローバル執行役員東アジア担当 2006年６月　当社子会社富士達股份有限公司董事長 2007年４月　当社執行役員副社長、現在に至る 2009年４月　当社総務本部長兼中国担当兼東アジア担当 2010年４月　当社代表取締役、現在に至る 2010年４月　当社国内事業本部長兼新設事業部長 2011年11月　当社国内事業本部長兼新設事業部長兼生産本部長 2012年４月　当社国内事業本部長、現在に至る	27,445株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	Narayanapillai Sugumaran ナラヤナピレー・スグマラン （1948年１月20日生）	1974年７月　当社子会社Fujitec Singapore Corpn.Ltd.入社 1991年７月　同社Director 2000年７月　同社President＆Director、現在に至る 2005年７月　当社南アジア担当、現在に至る 2012年４月　当社専務執行役員、現在に至る 2012年４月　当社グローバル事業本部グローバルオペレーション本部長兼中国担当、現在に至る 2012年６月　当社取締役、現在に至る	0株
4	岡田隆夫（おかだたかお） （1954年２月４日生）	1976年４月　当社入社 2007年４月　当社執行役員 2009年４月　当社常務執行役員 2012年４月　当社専務執行役員、現在に至る 2012年４月　当社国内事業本部副事業本部長兼フィールド技術統括部担当 2012年６月　当社取締役、現在に至る 2013年４月　当社国内事業本部副事業本部長兼フィールド技術統括部担当兼安全統括本部担当、現在に至る	12,220株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	白倉三徳（しらくら みつのり） （1945年７月24日生）	1968年４月　富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社 2001年４月　同社執行役員常務 2003年10月　富士電機機器制御株式会社常務取締役 2005年６月　同社専務取締役 2006年６月　同社代表取締役社長 2008年６月　富士電機システムズ株式会社（現富士電機株式会社）代表取締役社長 2008年６月　富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）取締役（非常勤） 2010年４月　同社代表取締役副社長 2011年４月　同社代表取締役執行役員副社長 2012年４月　同社代表取締役 2012年６月　同社特別顧問、現在に至る 2012年６月　当社取締役、現在に至る （重要な兼職の状況） 富士電機株式会社特別顧問 能美防災株式会社社外監査役 ＦＤＫ株式会社社外監査役	740株
6	花川泰雄（はなかわ やすお） （1945年２月３日生）	1968年４月　株式会社日本長期信用銀行入行 1992年６月　株式会社日本長期信用銀行証券運用企画部長 1997年６月　第一證券株式会社常務取締役 1998年６月　ニッセイアセットマネジメント株式会社常務取締役 2003年９月　名古屋商科大学総合経営学部教授 2004年４月　名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授 2007年６月　当社取締役、現在に至る	9,528株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	稲葉和夫（いなば かずお） （1951年６月８日生）	1978年４月　高知大学人文学部経済学科助手 1981年４月　高知大学人文学部経済学科助教授 1986年４月　立命館大学経済学部助教授 1993年４月　立命館大学経済学部教授、現在に至る 2007年６月　当社取締役、現在に至る （重要な兼職の状況） 立命館大学経済学部教授	3,733株

（注）１．候補者内山高一氏は株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、当社と同社との間には、建物の賃貸借、資金貸付の取引関係があります。
２．候補者白倉三德氏は富士電機株式会社の特別顧問であり、当社と同社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等の受注、資機材購入の取引関係があります。
３．各候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
４．候補者のうち、白倉三德、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
５．花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となります。
６．社外取締役の候補者とした理由は次のとおりであります。
(1) 白倉三德氏につきましては、富士電機株式会社の代表取締役副社長、富士電機システムズ株式会社の代表取締役社長ならびに富士電機機器制御株式会社の代表取締役社長としての豊富な経営経験をもって当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
(2) 花川泰雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識および大学教授として培われた知見をもって、当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年であります。
(3) 稲葉和夫氏につきましては、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、現職大学教授としての企業経営に関する高い知見をもって、当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役 佐伯照道氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
佐伯照道 (1942年12月28日生)	1968年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 1973年４月　八代・佐伯・西垣法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）設立、パートナー、弁護士、現在に至る 2002年４月　大阪弁護士会会長 2002年４月　日本弁護士連合会副会長 2002年４月　近畿弁護士会連合会理事長 2004年４月　国立大学法人京都大学監事 2005年10月　大阪府入札監視委員会委員長 2006年６月　日本司法支援センター大阪地方事務所所長 2006年６月　グローリー株式会社取締役 2009年６月　当社監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 岩井コスモホールディングス株式会社　社外取締役 ワタベウェディング株式会社　社外監査役	5,147株

(注) １．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者佐伯照道氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役の候補者とした理由は次のとおりであります。
佐伯照道氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的見地から当社経営に対して有益な意見をいただけるものと判断したものであります。弁護士として企業法務にも精通しており、実務経験も豊富であることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。

第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

当社の取締役に対する報酬等の額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において、一事業年度当たり５億円以内（うち社外取締役分は年額34百万円以内）としてご承認いただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、従来の取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を一事業年度当たり1億円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役は７名（うち社外取締役３名）であり、第３号議案が原案どおりご承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役３名）となります。

なお、各取締役への新株予約権発行時期・配分等のほか、下記の細目（下記事項におけるその他の事項を含む。）および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は400,000株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数400個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該

調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額は、各取締役の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、2010年５月12日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年６月25日開催の当社第63期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、2013年６月25日開催予定の当社第66期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2013年５月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として、旧プランを３年間更新すること（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

なお、本更新にあたり、下記ⅠおよびⅡのうちの事業分野に関する記述について、現状に則した内容に変更していますが、これによる本プランの目的、内容等（下記ⅢおよびⅣ）に影響はなく、また、本プランは、旧プランの内容を変更するものではありません。

つきましては、下記内容の本議案（本プラン）のご承認をお願いするものであります。

Ⅰ　会社支配に関する基本方針について

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専業メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界23の国と地域に12の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがいまして、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

Ⅱ　当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

１．中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2010年４月から進めてきた中期経営計画（One Goal, One Fujitec）に続き、2013年４月から新しい中期経営計画（Grow Together! Yes, Fujitec Can）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

① グローバル市場において、フルラインプロデューサーとして商品供給力とコスト競争力を高める。

② 日本を含むアジア地域での生産再編を加速し、グローバルサプライチェーンの改革を実現する。

③ 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。

④ グローバル人材の育成を強化する。

という４つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、進出する全ての市場においてマーケット・シェアを拡大し、グローバル市場でのプレゼンスを高める

ことを経営方針の中核としています。

２．コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えています。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を１年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはｅラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの低減と倫理・遵法・環境・品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。

(4) 内部統制の強化

当社は、2006年５月１日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取締役会において決議のうえ、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを構築し、その活動を推進しています。また、2008年４月１日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システムを整備のうえ、その評価、監査を実施しています。

Ⅲ　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1．本プランの目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。

したがいまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を提示する場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

なお、2013年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

（1）本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし

て、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ⅱ）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（ⅲ）当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記（2）において定義されます。以下同じ。）に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て（その主な内容は別紙２「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとします。）を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。独立委員会の委員は、土肥孝治氏、加藤誠氏、および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙１をご参照願います。）。

また当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

（2）対象となる買付等

本プランは、（ⅰ）特定株主グループ[1]の議決権割合[2]を20％以上とすることを目的とする当社株券等[3]の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第６条第２項若しくは第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。)、（ⅱ）結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為または、（ⅲ）結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社の他の株主との合意等[4]（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

（3）大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ．２．（2）に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

（4）大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定めたうえで、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

---

[1]特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。） の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ⅱ)当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

[2]特定株主グループが、脚注１の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ⅱ)特定株主グループが、脚注1の(ⅱ)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[3]金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。

[4]共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容および当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、場所、方法および相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、また、その履行可能性を問いません。）
③ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑧ その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、独立委員会に諮問し、独立委員会が適宜回答期限を定めたうえで、当社取締役会が、大規模買付者に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

（5）大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取したりします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為に着手することができないものとします。

3．大規模買付行為が開始された場合の対応方針

（1）独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記（2）「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」といいます。）が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権（その主な内容は別紙２「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。

また、独立委員会は、ある大規模買付行為について下記（２）「対抗措置の発動要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思確認総会を開催することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、あるいは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、株主意思確認総会の開催を勧告できる場合にも当たらないし、また発動事由も存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（２）対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

【発動事由その１】

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

【発動事由その２】

次の①ないし⑦に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

①下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。

（ⅰ）株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。

（ⅲ）当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。

（ⅳ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。

②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合。

③大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合。

④取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合。

⑤当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合。

⑥大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、エレベータ事業、立体駐車場設備事業の安全性に支障をきたすおそれのある場合。

⑦その他①ないし⑥に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合。

（3）当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。但し、次の（4）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

（4）株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記（1）①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の開催を勧告した場合で、当社取締役会も株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

この場合、大規模買付者およびその特定株主グループは、株主意思確認総会における決議が終了するまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

（5）情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4．株主・投資家等の皆様に与える影響等

（1）本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき新株予約権１個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

（3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従って新株予約権の取得を行なう場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

Ⅳ　本更新が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

1．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、2008年６月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策

の在り方」を勘案しています。

2．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3．株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

4．独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙４を参照願います。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．３．にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6．当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を１年に短縮しています。

したがいまして、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

7．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．５．に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙１

独立委員会の委員の氏名・略歴

土肥　孝治（どひ　たかはる）

1933年７月12日生まれ

1958年　検事任官

1992年　次長検事

1993年　大阪高検検事長

1995年　東京高検検事長

1996年　検事総長

1998年　弁護士登録（現職）

加藤　誠（かとう　まこと）

1940年12月13日生まれ

1995年　伊藤忠商事株式会社　取締役

1997年　同社　常務取締役

1998年　同社　代表取締役専務

2001年　同社　代表取締役副社長

2006年　同社　取締役副会長

2007年　同社　相談役

2010年　同社　理事（現職）

2011年　シャープ株式会社　社外取締役（現職）

中野　正信（なかの　まさのぶ）

1947年２月６日生まれ

1970年　監査法人中央会計事務所入所

1975年　公認会計士登録（現職）

1989年　中央新光監査法人代表社員

2000年　中野正信公認会計士事務所開設所長（現職）

2002年　税理士登録（現職）

2005年　税理士法人ＴＡＳ設立代表社員　（現職）

以 上

別紙２

新株予約権概要

１．新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円を下限として当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8．当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）及び取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本８.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

別紙３

当社の大株主の状況

2013年３月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	14,212	15.18
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025	10.71
富士電機株式会社	5,089	5.43
エムエルピーエフエス　カストディー　アカウント	4,548	4.86
株式会社りそな銀行	4,203	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,880	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,139	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,456	2.62
メロンバンク トリーティー クライアンツ オムニバス	2,068	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	1,989	2.12

（注）１．出資比率は、自己株式203,231株を控除して計算しています。
２．次の法人から金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けていますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には含めていません。その大量保有（変更）報告書の内容は次のとおりです。

保有者	保有株券等の数および保有割合	報告義務発生日
リバーバンク・ホールディングス・コーポレーション他１社	18,252千株　19.47%	2008年12月24日
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社他２社	4,839千株　5.16%	2012年４月15日
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	5,860千株　6.25%	2013年２月15日

以上

別紙４

独立委員会の規定の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- 独立委員会の委員は３名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

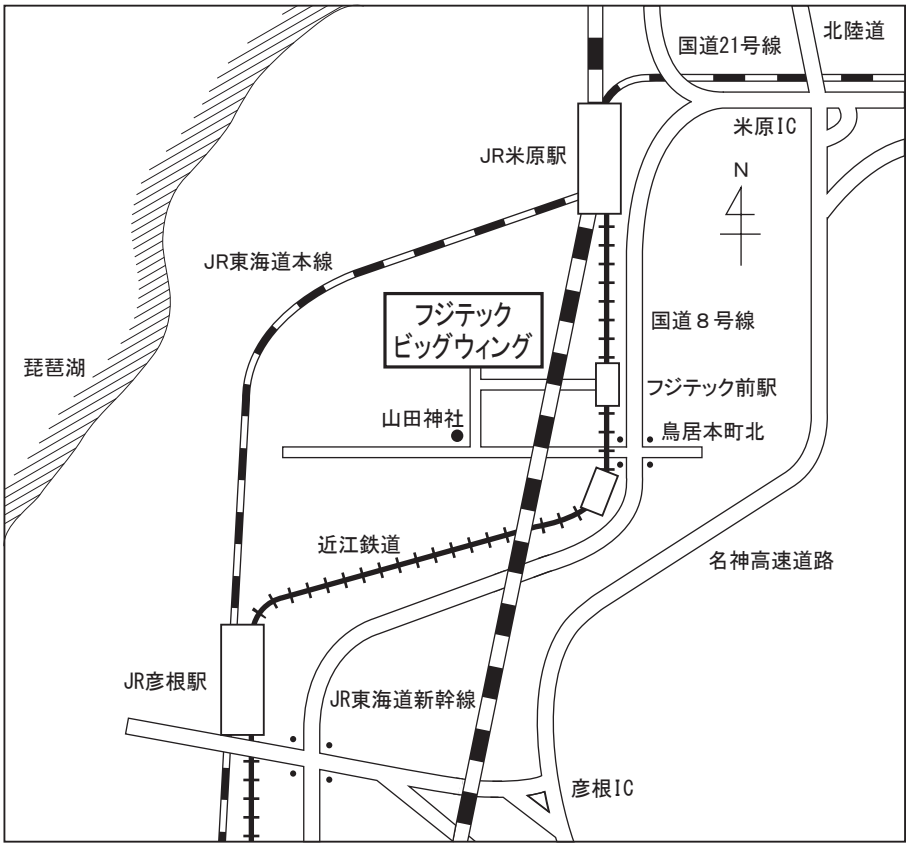

JR米原駅より車で10分
JR彦根駅より車で15分
近江鉄道フジテック前駅より徒歩で７分
名神高速道路彦根ICより車で15分

JR米原駅・JR彦根駅から送迎バスのご案内

●乗車場所　JR米原駅東口　ロータリー
　　JR彦根駅東出口　ロータリー
●発車時刻　９：00　９：30

お帰りは、ビッグウィングからJR米原駅またはJR彦根駅までお送りいたします。

（第66期定時株主総会招集ご通知添付書類）

第 66 期 報 告 書

（2012 年 4 月 1 日から
2013 年 3 月 31 日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

フジテック株式会社

添 付 書 類

事　業　報　告

（2012年４月１日から
2013年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

①経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、減速傾向にあった中国が、景気対策の効果から昨年の秋以降徐々に復調し、その他のアジア地域でも持ち直しの動きが見られました。北米では緩やかな回復が継続しましたが、欧州では債務問題が長期化し、低調に推移しました。日本では、総じて円高や海外経済の減速の影響により、景気回復の動きは弱いものとなりましたが、昨年12月の政権交代後は、円安基調への転換や株価の上昇が進み、景気回復への期待が高まりました。

昇降機業界におきましては、中国を始めとするアジア地域および北米では、総じて堅調な需要が続きましたが、欧州の需要は低調に推移しました。日本では、首都圏、近畿圏を始めとして全国的にマンション販売戸数が増加するなど、回復基調となりました。

このような情勢の下、当連結会計年度における国内市場では、既設エレベータの快適性・安全性を高めるモダニゼーション事業で、「制御盤交換パッケージ」の販売が順調に拡大しました。また、国庫補助金の対象となる「安全向上パッケージ」や、短工期・低コストを実現した「フィット in トラス工法」を採用したエスカレータのリニューアル商品など、新商品の拡販に努めました。新設事業では、集合住宅向けを中心に標準型エレベータ「エクシオール」が増加、商業施設向けにエスカレータの受注が伸長しました。以上の結果、国内受注高は532億27百万円（前期比13.9%増）となりました。

海外市場においては、主に東アジアでの新設工事の増加により、海外受注高は746億83百万円（同21.6%増）となりました。

以上の結果、受注高合計は、1,279億10百万円（同18.3%増）となりました。

売上高は、国内売上高498億５百万円（前期比3.9%増）、海外売上高676億62百万円（同18.5%増）となり、計1,174億68百万円（同11.8%増）となりました。

受注残高は、国内では、モダニゼーション事業の販売拡大や新設事業の伸長により、378億95百万円（前連結会計年度末比10.2%増）となり、海外では、主に東アジアでの増加により、710億76百万円（同11.7%増）となりました。この結果、受注残高合計は、1,089億72百万円（同11.2%増）となりました。

損益面では、日本や東アジアでの増益および北米での損益改善により、営業利益は91億72百万円（前期比71.0%増）、営業外損益の純額は、預金利息の増加や為替の円安の影響などで、８億93百万円（同４億57百万円増）の利益となり、経常利益は100億66百万円（同73.6%増）となりました。特別損益の純額は、投資有価証券評価損や減損損失などで、２億35百万円の損失となり、税金等調整前当期純利益は98億30百万円（同65.1%増）となりました。税金費用は前期に比べ４億64百万円増加した結果、当期純利益は55億７百万円（同111.3%

増）となりました。

商品開発では、モダニゼーション事業を中心に、商品化を推進しました。国土交通省は昨年４月、既設エレベータの安全確保の推進を図るため、「戸開走行保護装置の設置」、「P波センサー付地震時管制運転装置の設置」、「主要機器の耐震補強措置」の防災対策改修を対象として国庫補助金を支給する「既設昇降機安全確保緊急促進事業」を創設しました。当社は、同事業による安全確保を促進するため、補助金の適用対象となる３つの改修工事を「安全向上パッケージ」として商品化しました。昨年７月から発売し、同パッケージの実機が確認できる展示場を設けるなど、拡販に努めました。更に、今後の需要増に備え、通常のエレベータと生産ラインを共有化し、増産体制を整備しました。エスカレータのリニューアル商品では、既設トラス（本体を支える構造部分）内に省スペース型「スリムフィット」をトラスごと収め、短工期・低コストで最新エスカレータへの更新を可能とする「フィット in トラス工法」を開発し、昨年10月に販売を開始しました。

また、モダニゼーション事業の主力商品である「制御盤交換パッケージ」では、従来のロープ式エレベータ用に加えて、油圧式エレベータへも適用を拡大し、更なる需要の掘り起こしを図っています。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区　　分	当連結会計年度（第66期） (2012年４月から 2013年３月まで)	前連結会計年度（第65期） (2011年４月から 2012年３月まで)
昇降機・電気輸送機事業	127,910	108,125

(売上高)

(単位：百万円)

区　　分	当連結会計年度（第66期） (2012年４月から 2013年３月まで)	前連結会計年度（第65期） (2011年４月から 2012年３月まで)
昇降機・電気輸送機事業	117,468	105,061

(受注残高)

(単位：百万円)

区　　分	当連結会計年度（第66期） (2013年３月末現在)	前連結会計年度（第65期） (2012年３月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	108,972	97,996

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成しており、複数の事業に区分しておりません。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度（第66期）(2012年４月から2013年３月まで)	構成比	前連結会計年度（第65期）(2011年４月から2012年３月まで)	構成比
国内	53,227	41.6%	46,731	43.2%
海外	74,683	58.4	61,394	56.8
合計	127,910	100.0	108,125	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度（第66期）(2012年４月から2013年３月まで)	構成比	前連結会計年度（第65期）(2011年４月から2012年３月まで)	構成比
国内	49,805	42.4%	47,948	45.6%
海外	67,662	57.6	57,113	54.4
合計	117,468	100.0	105,061	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度（第66期）(2013年３月末現在)	構成比	前連結会計年度（第65期）(2012年３月末現在)	構成比
国内	37,895	34.8%	34,391	35.1%
海外	71,076	65.2	63,604	64.9
合計	108,972	100.0	97,996	100.0

（主な受注物件）

所在地	納入先	概　要
米国・ペンシルベニア州	ザ・チルドレンズ・ホスピタス・オブ・フィラデルフィア	世界最大級の小児科病院向けエレベータ21台
米国・テキサス州	シェブロン1400スミス	大型オフィスビルの既設エレベータ・エスカレータ計40台のモダニゼーション工事
インド・マハーラーシュトラ州	ロダ・カサ・リオ	ムンバイの住宅向けエレベータ163台
マレーシア・プトラジャヤ	IOIモール	大型複合商業施設向けエレベータ・エスカレータ計80台
ベトナム・ハノイ市	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナル	新ターミナル向けエレベータ・エスカレータ計68台
韓国・スウォン市	ロッテモール・スウォン・ステーション	複合商業施設向けエスカレータ・オートウォーク計82台
中国・北京市	望京SOHO	大型複合ビル向けエレベータ・エスカレータ計142台
中国・北京市	北京地下鉄７号線	地下鉄駅舎向けエスカレータ154台
中国・江蘇省	融僑観城	南京市の大規模住宅向けエレベータ207台
台湾・台南市	國泰台南建興段	大型複合施設向けエレベータ・エスカレータ計43台
東京都	（仮称）室町東地区開発計画２－３街区	日本橋室町東地区の複合施設向けエレベータ・エスカレータ　計20台
東京都	帝京大学八王子キャンパス	地上22階建の新校舎向けエレベータ・エスカレータ計54台

（主な完成物件）

所在地	納入先	概　要
カナダ・ブリティッシュコロンビア州	アバディーン・スクエア	バンクーバーの大型複合施設向けにエレベータ・エスカレータ 計12台を納入
アルゼンチン・ブエノスアイレス	エセイサ国際空港	新ターミナル向けにエレベータ・エスカレータ 計26台を納入
シンガポール	ザ・スター・パフォーミング・アーツ・センター	複合商業施設向けにエレベータ・エスカレータ・オートウォーク　計65台を納入
マレーシア・クアラルンプール	モント・キアラ28	高級コンドミニアム向けにエレベータ21台を納入
マレーシア・ジョホール州	トレーダース・ホテル・プトリハーバー	ウォータフロントに建つホテル向けにエレベータ・エスカレータ　計40台を納入
中国・北京市	弘善家園	大規模住宅・商業施設向けにエレベータ・エスカレータ　計208台を納入
中国・重慶市	協信城星光時代広場	大型商業施設向けにエスカレータ・オートウォーク 計65台を納入
台湾・台北市	文心AIT	地上26階建ての超高級住宅向けにエレベータ10台を納入
香港	センチュリー・ゲートウェイ	チュンムン地区の商業施設向けにエレベータ・エスカレータ　計44台を納入
香港	グッドマン・インターリンク	チンイー地区の大型物流施設向けにエレベータ22台を納入
サウジアラビア・ジェッダ	キング・アブドゥルアズィーズ大学	大学向けにエレベータ74台を納入
静岡市	マークイズ静岡	JR東静岡駅前の大型商業施設向けにエスカレータ36台を納入

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	売上高			営業利益		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比(%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額
日本	52,865	50,816	4.0	3,447	1,897	1,549
北米	11,431	10,123	12.9	118	△387	506
欧州	389	542	△28.2	△12	△7	△4
南アジア	10,590	9,794	8.1	1,486	1,595	△109
東アジア	48,692	39,445	23.4	4,178	2,263	1,915
小計	123,969	110,722	12.0	9,218	5,361	3,856
調整額	△6,501	△5,660	－	△45	1	△47
合計	117,468	105,061	11.8	9,172	5,363	3,809

(日本)

売上高は、新設工事およびモダニゼーション工事の増加により、528億65百万円（前期比4.0%増)となりました。営業利益は、原価低減に加えて、引き続きモダニゼーション工事の売上が増加したことにより、34億47百万円（同15億49百万円増）となりました。

(北米)

売上高は、新設工事やサービス事業の伸長により、114億31百万円（前期比12.9%増）となりました。営業利益は、原価低減により新設工事の採算が改善し、１億18百万円（前期営業損失３億87百万円）となりました。

(欧州)

売上高は、エスカレータ販売の減少により、３億89百万円（前期比28.2%減)、営業損益は、12百万円の営業損失（前期　営業損失７百万円）となりました。

(南アジア)

売上高は、主に共同住宅向けエレベータ新設工事が増加し、105億90百万円（前期比8.1%増）となりました。営業利益は、新設工事原価の増加が影響し、14億86百万円（前期比１億９百万円減）となりました。

(東アジア)

売上高は、主に中国で新設工事が大きく伸長し、486億92百万円（前期比23.4%増）となり、営業利益は、売上高の増加および材料費の低減などで、41億78百万円（同19億15百万円増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額16億14百万円の設備投資を実施しました。

このうち、当社において９億75百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では６億39百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、長期経営ビジョン“Top Quality for Customers”の最終フェーズとして、2013年度を初年度とする３ヵ年の中期経営計画“Grow Together! Yes, Fujitec Can”をスタートしました。中期経営計画では、企業価値の持続的成長を実現するために、進出する全ての市場においてマーケット・シェアを拡大し、グローバル市場でのプレゼンスを高めます。具体的な行動ビジョンは次の４つです。

・グローバル市場において、フルラインプロデューサーとして商品供給力とコスト競争力を高める
・日本を含むアジア地域での生産再編を加速し、グローバルサプライチェーンの改革を実現する
・安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える
・グローバル人材の育成を強化する

セグメント戦略について、東アジアは、中国を引き続き最重要市場と位置付け、経営資源を投入してまいります。シェア拡大を最優先とし、また中国からグローバルに製品を供給するサプライチェーンを確立していきます。成熟市場である香港、台湾、韓国は、モダニゼーション事業に注力します。北米・欧州は、成長性の高いモダニゼーション事業での商品力の強化を図り、経費削減や業務の効率化を推進します。南アジアは、成熟市場であるシンガポールにおいてモダニゼーション事業に注力するとともに、インドにおける生産能力を拡大し、インド市場のマーケット需要に対応した商品供給力を高め、プレゼンスの強化を図ります。日本は、新設事業では原価低減により収益力を高めるとともに、マーケット・シェアの向上を目指します。旺盛な需要が見込まれるアフターマーケットにおいては、商品力を強化し、商品メニューを整備して、モダニゼーション事業を引き続き積極的に展開します。

オペレーション戦略については、超高速エレベータから標準機種、そしてモダニゼーションまで市場競争力の高い商品を取り揃え、フルラインプロデューサーとして商品の供給力とコスト競争力を強化してまいります。具体的には、市場セグメントごとに部分最適化された製品・コンポーネントの設計を見直し、全体最適の視点で共通化してまいります。そして、大量調達のメリットを最大限に活かしたモジュールの組み合わせによる商品ラインアップへ再構築します。また、日本を含むアジア地域での生産再編を加速し、日本、中国、韓国、インド、米国の各生産拠点間において、最適で強固なグローバルサプライチェーンへの改革を推進します。

コーポレート戦略について、安全と品質への取り組みにおいては、エレベータ・エスカレータの据付・メンテナンス等フィールド技術の更なる向上により、安全確保を徹底するとともに、各セグメントの市場環境等を見据えつつ、グローバルベースでの品質保証体制の適応等を図ります。グローバル人材の開発においては、成長が著しいアジア市場において、事業計画に沿った人材の活用を行ない、また、人材開発では教育研修カリキュラムの充実を図り、計画的なグローバル人材の育成を加速させます。内部統制への取り組みにおいては、全社レベルでの内部統制活動を通じて、グローバルリスクの管理態勢を強化します。環境経営においては、より環境に優しい商品開発を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	第63期 (2009年４月から2010年３月まで)	第64期 (2010年４月から2011年３月まで)	第65期 (2011年４月から2012年３月まで)	第66期 (当連結会計年度) (2012年４月から2013年３月まで)
受注高（百万円）	101,820	105,559	108,125	127,910
売上高（百万円）	106,137	102,053	105,061	117,468
経常利益（百万円）	6,053	5,447	5,799	10,066
当期純利益（百万円）	4,061	7,569	2,607	5,507
１株当たり当期純利益（円）	43.40	80.89	27.86	58.87
総資産（百万円）	111,099	104,817	107,213	122,643
純資産（百万円）	64,056	67,161	67,915	78,272
１株当たり純資産額（円）	636.25	671.24	674.78	768.64

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

２．各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第63期…売上高は国内売上高が前期比5.0%の増加に対し、海外売上高が6.1%減少した結果、前期に比べ1.4%の減収となりました。
利益面につきましては、日本での黒字転換や東アジアでの大幅な増益の影響で前期に比べ大幅増となりました。

第64期…売上高は国内売上高が前期比1.0%の増加に対し、海外売上高が7.9%減少した結果、前期に比べ3.8%の減収となりました。
利益面につきましては、法人税等調整額（税金費用の減少）を計上した影響により、前期に比べ大幅増となりました。

第65期…売上高は国内売上高が前期比1.3%の減少に対し、海外売上高が6.8%増加した結果、前期に比べ2.9%の増収となりました。
利益面につきましては、第64期における法人税等調整額（税金費用の減少）の多額なマイナス計上の特殊要因がなくなり、前期に比べ大幅減となりました。

第66期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO.,LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	222,986千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	119,443千人民元	60.00%	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	215,022千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	75,000千ニュータイワンドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO.,LTD.	12,920,000千ウォン	99.07%	〃
フジテック シンガポール CORPN.LTD.	5,290千シンガポールドル	81.38%	〃
フジテック ドイツ GmbH	409千ユーロ	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	7,350千スターリングポンド	100.00%	〃

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社31社(うち、連結子会社18社)により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専業メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では、当社が２つの生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産するとともに、グローバル市場では、グループ法人等が北米、東アジア、南アジアに10の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータを生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の販売拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当社	本　　社	滋賀県彦根市宮田町591番地１
	東京本社	東京都港区三田三丁目９番６号
	営業拠点	近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北関東支店（さいたま市）、 東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、 名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、 広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市） 他全国営業所
	生産拠点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市）、ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子会社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC.（米国） フジテック シンガポール CORPN.LTD.（シンガポール） フジテック インディア PRIVATE LTD.（インド） フジテック（HK）CO.,LTD.（香港） 富士達股份有限公司（台湾） フジテック コリア CO.,LTD.（韓国） 華昇富士達電梯有限公司（中国） 上海華昇富士達扶梯有限公司（中国） 富士達電梯配件（上海）有限公司（中国）他１拠点
	海外営業拠点	フジテック カナダ INC.（カナダ） フジテック UK LTD.（英国） フジテック ドイツ GmbH（ドイツ）他14拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比
8,348名	376名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年令	平均勤続年数
2,713名	27名減	40.1才	18.3年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金額
	百万円
株式会社りそな銀行	500
株式会社滋賀銀行	500

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数……300,000,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式203,231株を除く）……93,564,086株
(3) 株主数……3,253名
(4) 大株主（上位10位）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	14,212	15.18
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025	10.71
富士電機株式会社	5,089	5.43
エムエルピーエフエス カストディー アカウント	4,548	4.86
株式会社りそな銀行	4,203	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,880	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	3,139	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,456	2.62
メロンバンク トリーティー クライアンツ オムニバス	2,068	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	1,989	2.12

（注）１．持株比率は、自己株式203,231株を控除して計算しています。
２．次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告を受けていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保有者	保有株券等の数および保有割合	報告義務発生日
リバーバンク・ホールディングス・コーポレーション他１社	18,252千株　19.47%	2008年12月24日
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社他２社	4,839千株　5.16%	2012年４月15日
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	5,860千株　6.25%	2013年２月15日

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内　山　高　一	グローバル事業本部長 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
代表取締役副社長	関　口　岩太郎	国内事業本部長
取　締　役	Narayanapillai Sugumaran (ナラヤナピレー・スグマラン)	グローバル事業本部グローバルオペレーション本部長 兼中国担当兼南アジア担当兼フジテック シンガポール CORPN. LTD. 社長
取　締　役	岡　田　隆　夫	国内事業本部副事業本部長兼フィールド技術統括部担当
取　締　役	白　倉　三　徳	富士電機株式会社 特別顧問 能美防災株式会社 社外監査役 ＦＤＫ株式会社 社外監査役
取　締　役	花　川　泰　雄	
取　締　役	稲　葉　和　夫	立命館大学経済学部教授
常勤監査役	野　木　正　彦	
常勤監査役	北　川　由　雄	
監　査　役	中　野　正　信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人ＴＡＳ 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役 株式会社くらコーポレーション 社外監査役
監　査　役	佐　伯　照　道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役

(注) 1．取締役 白倉三徳、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

2．監査役 中野正信、佐伯照道の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、中野正信氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

3．当該事業年度中における異動は、次のとおりです。

（就任）取締役 Narayanapillai Sugumaran（ナラヤナピレー・スグマラン）、岡田隆夫、白倉三徳の各氏は、2012年６月27日開催の第65期定時株主総会において選任され、それぞれ就任いたしました。

監査役 野木正彦、北川由雄の両氏は、2012年６月27日開催の第65期定時株主総会において選任され、それぞれ就任いたしました。

（退任）取締役 野木正彦、北川由雄、西垣博志の各氏は、2012年６月27日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

監査役 松原敏之氏は、2012年６月27日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

4．監査役 野木正彦氏は、長年にわたり当社取締役および執行役員としての経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。

5．監査役 北川由雄氏は、長年にわたり当社取締役および執行役員としての経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。

6．監査役 中野正信氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。

7．監査役 佐伯照道氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務、会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。
8．当事業年度末日後における取締役の担当の異動

氏　名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
岡田　隆夫	国内事業本部副事業本部長兼フィールド技術統括部担当兼安全統括本部担当	国内事業本部副事業本部長兼フィールド技術統括部担当	2013年４月１日

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	兼 職 状 況
社外取締役	白　倉　三　徳	富士電機株式会社 特別顧問 能美防災株式会社 社外監査役 ＦＤＫ株式会社 社外監査役
	稲　葉　和　夫	立命館大学経済学部教授
社外監査役	中　野　正　信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人ＴＡＳ 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役 株式会社くらコーポレーション 社外監査役
	佐　伯　照　道	北浜法律事務所・外国法共同事業　パートナー 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役

（注）１．当社は、富士電機株式会社および事業子会社との間に、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等の受注および資材購入の取引関係があります。また、富士電機株式会社は、「２．株式に関する事項（４）大株主」に記載のとおり、当社の大株主であります。
２．当社は、能美防災株式会社との間に、昇降機等当社製品にかかわる保守等受注の取引関係があります。
３．当社は、株式会社くらコーポレーションとの間に、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があります。

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当該事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
社外取締役	白　倉　三　徳	就任後開催の取締役会５回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	花　川　泰　雄	当事業年度中に開催の取締役会６回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	稲　葉　和　夫	当事業年度中に開催の取締役会６回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	中　野　正　信	当事業年度中に開催の取締役会６回および監査役会７回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	佐　伯　照　道	当事業年度中に開催の取締役会６回および監査役会７回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が選任する代表取締役社長を除く取締役等若干名で構成される委員会に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

②当連結会計年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	基本報酬	賞　与	ストックオプション	合　計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取　締　役	9	172	66	－	238
（うち社外取締役）	（4）	(12)	（9）	(－)	(22)
監　査　役	5	41	－	－	41
（うち社外監査役）	（2）	（9）	(－)	(－)	（9）
合　計	14	213	66	－	279

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2．取締役および監査役の報酬限度額は、2007年６月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）監査役、年額60百万円以内と決議されています。
3．当社は、ストックオプション制度の導入を行っていません。
4．当社は、2007年６月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
5．賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

５．会計監査人に関する事項

(1) **名称**　太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

	報酬等の額
当連結会計年度に係る報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
２．当社の重要な子会社であるフジテック（HK）CO.,LTD.他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けています。
３．当社連結子会社であるフジテック シンガポールCORPN.LTD.は、当社の監査公認会計士と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬13百万円、非監査業務に基づく報酬１百万円を支払っています。

(3) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が会社法・公認会計士法等法令に違反、抵触し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

６．業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制については、下記内部統制基本方針に加えて、反社会的勢力排除に向けた基本方針を策定しております。

内部統制基本方針

(1) **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

①取締役は、企業人として「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遵守はもとより、社会の一員として社会規範・倫理に即して行動し、健全な企業文化の維持形成に努める。

②取締役（会）は、法令、定款、取締役会規定等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。意思決定においては、社内担当部門および外部専門家の意見を聴取することで、判断の合理性および適法性を確保する。

③取締役会は、会社の重要な業務執行の決定を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

④取締役は、取締役会の意思決定に基づいて職務を執行するとともに、職務執行の状況を取締役会に報告する。職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題が発生した場合は、直ちに監査役および取締役会へ報告する。

⑤取締役会は、社外取締役および社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて適正な判断を行う。
⑥内部監査部門として、業務執行部門から独立した社長直属の「内部監査室」を設置する。取締役会は、内部監査室長から定期的に内部監査の報告を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
②取締役および監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。
③情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」に基づき漏洩リスクを予防する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①あらゆるリスクの管理および損失の予防を目的として、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、同委員会は下位組織から上程されるリスクに対する検討結果に関し、適当と認めた場合は担当組織に対応を指示する。
②「リスクマネジメント委員会」における審議・検討内容については、取締役会およびグローバル経営会議に適正かつタイムリーに報告して、リスクの早期発見と損失の極小化を図る。
③「リスクマネジメント委員会」の下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」等を設置し、情報セキュリティ確保のために必要な活動を実施する。
④有事においては、「危機管理規定」とその関連規定に基づき、総務本部長または関係部門長をリーダーとする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は、取締役規定に基づき職務を執行する。
②経営の透明性と客観性を確保し、取締役会のチェック機能を強化するため、意思決定・監督機能と業務執行機能とを分離する執行役員制を採用する。
③執行役員は、執行役員規定に基づき、業務執行および業務報告を行う。
④取締役会付議事項で業務執行に係るものは、グローバル経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程する。
⑤遠隔地に勤務する取締役および執行役員との情報交流を迅速に行うことを目的としてテレビ会議を活用する。また、社内イントラネットを活用して情報の共有化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、グループ全社に周知するとともに、研修・勉強会等を通じてこれらの遵守を社員に徹底する。

②コンプライアンス統括組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、社員に対するコンプライアンス教育を実施する。

③社長直属の「内部監査室」が各事業所を業務監査するとともに内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求める。

④不正行為に対する通報手段の一つとして、内部通報システム「コンプライアンス相談デスク」を開設する。通常の職制ラインでは報告されにくい情報を収集して適切な措置を実施することにより、法令違反を抑制する。

⑤当社および子会社が、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切もたないとの一貫した方針を全社に周知徹底させるとともに、ホームページ上に記載し、社外ステークホルダーに対しても宣誓する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①社会的責任を果せる内部統制システムとするため、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」で謳っている優れた倫理観、責任感を備えた社員を育成する。

②内部統制システムの整備は、共通のガイドラインをベースに構築する。

③「内部監査室」が客観的な内部監査をすることにより、業務の適正を保証する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役の職務補助のため監査役スタッフを監査役室に配置する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、当社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役に報告する。

②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、「グローバル経営会議」等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。

③監査役は、会計監査人から監査の方針および実施内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図る。

反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

(1) 基本方針

①反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行いません。

②反社会的勢力との取引が判明した場合、すみやかに取引の解消に向けて適切な措置を講じます。

③反社会的勢力への資金の提供を一切行いません。

④反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。

⑤反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

⑥反社会的勢力から役職員の安全を確保します。

(2) 整備状況

上記の方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、全役員・社員に周知しています。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制にしています。

7．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専業メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界23の国と地域に12の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがいまして、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2)基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

①財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2010年４月から中期経営計画（One Goal, One Fujitec）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

＊グローバル、特にアジアを今後最も成長するエリアと位置付け、ポジションを高める。

＊国内事業を構造改革し、新設事業の収益改善とアフターマーケットのポジションを高める。

＊安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応えるために、人材の育成を強化する。

という３つの経営ビジョンを掲げ、グローバル市場でのプレゼンスをより一層高め、企業価値の更なる増大に努め、世界のステークホルダーから高い信頼を得る企業組織体へと進化することを経営方針の中核としています。

②会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2010年６月25日開催の当社第63期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（大規模買付ルール）を更新しています。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア.大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、（ⅰ）事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ⅱ）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（ⅲ）当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ.独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、事前に定めた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しています。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト
（http://www.fujitec.co.jp/ir/pdf/ir100512-3.pdf）に掲載しています。

(3)具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

ⅰ)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年６月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

ⅱ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

iii）株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、2007年６月27日開催の当社第60期定時株主総会ならびに2010年６月25日開催の当社第63期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て、導入、更新しているものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付ルールの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、大規模買付ルールには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることになります。その意味で、大規模買付ルールの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

iv）独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員３名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

v）合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

2013年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**80,736**	**流動負債**	**39,953**
現金及び預金	31,446	支払手形及び買掛金	13,403
受取手形及び売掛金	31,039	短期借入金	600
商品及び製品	3,204	1年内返済予定の長期借入金	1,474
仕掛品	4,738	リース債務	3
原材料及び貯蔵品	5,944	未払法人税等	1,345
繰延税金資産	2,062	賞与引当金	2,333
その他	3,221	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△920	工事損失引当金	3,434
		完成工事補償引当金	448
固定資産	**41,907**	前受金	11,752
有形固定資産	**28,759**	その他	5,091
建物及び構築物	17,409		
機械装置及び運搬具	2,148	**固定負債**	**4,417**
工具、器具及び備品	1,547	長期借入金	67
土地	6,816	繰延税金負債	97
リース資産	3	退職給付引当金	4,037
建設仮勘定	833	資産除去債務	19
		長期未払金	191
		その他	4
無形固定資産	**3,136**		
のれん	689	**負債合計**	**44,371**
その他	2,447	純資産の部	
		株主資本	**88,485**
投資その他の資産	**10,011**	資本金	12,533
投資有価証券	5,020	資本剰余金	14,565
長期貸付金	1,913	利益剰余金	61,520
繰延税金資産	766	自己株式	△134
その他	2,441	**その他の包括利益累計額**	**△16,568**
貸倒引当金	△130	その他有価証券評価差額金	1,021
		為替換算調整勘定	△17,589
		少数株主持分	**6,355**
		純資産合計	**78,272**
資産合計	**122,643**	**負債・純資産合計**	**122,643**

連結損益計算書

（2012年４月１日から
2013年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		117,468
売上原価		90,982
売上総利益		26,485
販売費及び一般管理費		17,312
営業利益		9,172
営業外収益		
受取利息	400	
受取配当金	115	
為替差益	223	
雑収入	263	1,003
営業外費用		
支払利息	56	
たな卸資産廃棄損	15	
雑損失	37	109
経常利益		10,066
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	2	3
特別損失		
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	32	
減損損失	76	
投資有価証券評価損	101	239
税金等調整前当期純利益		9,830
法人税、住民税及び事業税	2,217	
法人税等調整額	755	2,973
少数株主損益調整前当期純利益		6,857
少数株主利益		1,349
当期純利益		5,507

連結株主資本等変動計算書

（2012年４月１日から
2013年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,533	14,565	57,228	△130	84,197
当期変動額					
剰余金の配当			△1,216		△1,216
当期純利益			5,507		5,507
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	4,291	△3	4,288
当期末残高	12,533	14,565	61,520	△134	88,485

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	455	△21,514	△21,058	4,777	67,915
当期変動額					
剰余金の配当					△1,216
当期純利益					5,507
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	565	3,924	4,490	1,578	6,069
当期変動額合計	565	3,924	4,490	1,578	10,357
当期末残高	1,021	△17,589	△16,568	6,355	78,272

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　18社

主要な連結子会社の名称　フジテック アメリカ INC.（米国）

フジテック シンガポール CORPN.LTD.（シンガポール）

華昇富士達電梯有限公司（中国）

フジテック（HK）CO.,LTD.（香港）

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社　フジテック アルゼンチーナ S.A.（アルゼンチン）

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数および主要な会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社（フジテック アルゼンチーナ S.A. 他）および関連会社（フジテック サウジアラビア CO.,LTD.）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

３．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

非連結子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価基準

その他有価証券

・時価のあるもの　……　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　……　移動平均法による原価基準

②デリバティブの評価基準及び評価方法　……　時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用していますが、一部在外連結子会社は定額法を採用しています。

ただし、当社では、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	３～61年
機械装置及び運搬具	２～26年
工具、器具及び備品	２～21年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、2012年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	……	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
②賞与引当金	……	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
③役員賞与引当金	……	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
④工事損失引当金	……	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
⑤完成工事補償引当金	……	完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。
⑥退職給付引当金	……	当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。 また、一部の在外連結子会社では、期末の要支給額を計上しています。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

②重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　　… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事 … 工事完成基準

③重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

④消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っています。

⑥ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

当社の金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。連結子会社の為替予約取引については、ヘッジ会計を適用しておりません。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
為替予約	預金

・ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保資産

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりです。

建物及び構築物	852百万円
機械装置及び運搬具	1百万円
土　　地	204百万円
無形固定資産の資産「その他」	112百万円
計	1,170百万円

上記に対応する債務はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　20,026百万円

3．受取手形割引高　189百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	93,767,317	―	―	93,767,317

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2012年6月27日定時株主総会	普通株式	654	7.00	2012年3月31日	2012年6月28日
2012年11月9日取締役会	普通株式	561	6.00	2012年9月30日	2012年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2013年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2013年6月25日定時株主総会	普通株式	935	利益剰余金	10.00	2013年3月31日	2013年6月26日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループがグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて金利スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨預金に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引および長期借入金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.　金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。 ((注２) 参照)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	31,446	31,446	―
(2) 受取手形及び売掛金	31,039	30,280	△759
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,154	4,154	―
(4) 長期貸付金	1,913	1,913	△0
資産　計	68,553	67,794	△759
(1) 支払手形及び買掛金	13,403	13,403	―
(2) 短期借入金	600	600	―
(3) 長期借入金(※)	1,541	1,539	△1
負債　計	15,545	15,543	△1
デリバティブ取引	―	―	―

(※)長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は､一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっています。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされ、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注２)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券	
非上場株式	113
その他	95

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	768円　64銭
１株当たり当期純利益	58円　87銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)　連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2013年５月７日

フジテック株式会社
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山 田 茂 善 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高 木　勇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡 本 伸 吾 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、フジテック株式会社の2012年４月１日から2013年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

2013年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,437**	**流動負債**	**16,522**
現金及び預金	3,606	支払手形	368
受取手形	1,630	買掛金	5,778
売掛金	12,211	短期借入金	9
商品及び製品	932	1年内返済予定の長期借入金	1,461
仕掛品	242	リース債務	3
原材料及び貯蔵品	2,435	未払金	1,881
前渡金	1	未払費用	214
前払費用	192	未払法人税等	832
繰延税金資産	1,891	前受金	844
短期貸付金	274	預り金	479
未収入金	1,006	賞与引当金	1,502
その他	30	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△18	工事損失引当金	2,507
		完成工事補償引当金	448
固定資産	**45,640**	設備関係支払手形	123
有形固定資産	**22,618**	その他	0
建物	13,479	**固定負債**	**4,635**
構築物	267	長期借入金	940
機械及び装置	942	長期未払金	191
車両運搬具	11	退職給付引当金	3,480
工具、器具及び備品	940	資産除去債務	19
土地	6,648	その他	4
リース資産	3	**負債合計**	**21,158**
建設仮勘定	323	純資産の部	
無形固定資産	**696**	**株主資本**	**47,897**
ソフトウェア	281	**資本金**	**12,533**
工業所有権	0	**資本剰余金**	**14,565**
施設利用権	414	資本準備金	14,565
投資その他の資産	**22,326**	**利益剰余金**	**20,932**
投資有価証券	4,363	利益準備金	1,337
関係会社株式	6,453	その他利益剰余金	19,595
関係会社出資金	6,451	配当準備積立金	900
長期貸付金	3,634	研究開発積立金	800
破産更生債権等	4	別途積立金	3,500
長期前払費用	88	繰越利益剰余金	14,395
繰延税金資産	719	**自己株式**	**△134**
敷金	776		
保険積立金	249	**評価・換算差額等**	**1,021**
その他	445	**その他有価証券評価差額金**	**1,021**
貸倒引当金	△861		
		純資産合計	**48,919**
資産合計	**70,077**	**負債・純資産合計**	**70,077**

損　益　計　算　書

（2012年４月１日から
2013年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		52,865
売上原価		38,941
売上総利益		13,924
販売費及び一般管理費		10,477
営業利益		3,447
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	2,534	
為替差益	295	
雑収入	90	2,940
営業外費用		
支払利息	24	
たな卸資産廃棄損	15	
貸倒引当金繰入額	27	
雑損失	4	72
経常利益		6,314
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	29	
減損損失	76	
投資有価証券評価損	101	235
税引前当期純利益		6,080
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	782	1,641
当期純利益		4,439

株主資本等変動計算書

（2012年４月１日から
2013年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
					その他利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	11,172	17,709
当期変動額									
剰余金の配当								△1,216	△1,216
当期純利益								4,439	4,439
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	―	3,223	3,223
当期末残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	14,395	20,932

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△130	44,677	455	455	45,133
当期変動額					
剰余金の配当		△1,216			△1,216
当期純利益		4,439			4,439
自己株式の取得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			566	566	566
当期変動額合計	△3	3,219	566	566	3,786
当期末残高	△134	47,897	1,021	1,021	48,919

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……　移動平均法による原価基準

その他有価証券

・時価のあるもの　……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　……移動平均法による原価基準

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しています。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び車両運搬具	２～12年
工具、器具及び備品	２～20年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2012年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 … 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 … 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

(5) 完成工事補償引当金 … 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

(6) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

4．収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事 … 工事完成基準

5．外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権および金銭債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

6．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） （ヘッジ対象）

金利スワップ 借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を財務本部にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

7．消費税等の会計処理……消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていました「未収入金」（前事業年度449百万円）は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しています。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,300百万円
長期金銭債権	1,722百万円
短期金銭債務	180百万円
長期金銭債務	940百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　14,520百万円

3．保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

（借入金保証）

富士達電梯配件（上海）有限公司	601百万円
フジテック アメリカ INC.	94百万円
	695百万円

（その他支払保証）

フジテック アメリカ INC.	368百万円
フジテック カナダ INC.	32百万円
フジテック ドイツ GmbH	0百万円
	401百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営 業 収 益	2,997百万円
営 業 費 用	2,294百万円
営業取引以外の取引高	2,473百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	198,039	5,192	―	203,231

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	590百万円
退職給付引当金	1,240百万円
賞与引当金	571百万円
貸倒引当金	112百万円
完成工事補償引当金	170百万円
工事損失引当金	953百万円
その他	571百万円
繰延税金資産　小計	4,209百万円
評価性引当額	△1,072百万円
繰延税金資産　合計	3,137百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△525百万円
繰延税金負債　合計	△525百万円
繰延税金資産の純額	2,611百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社等（注２）	株式会社ウチヤマ・インターナショナル	被所有直接 10.74	不動産の賃借 資金貸付 役員の兼任	建物の賃貸借（注３）	55	敷金	46
				資金の貸付（注３）	―	長期貸付金	1,900
				利息の受取（注３）	13	―	―

（注）１．取引金額には消費税等を含めていません。
２．当社の代表取締役社長　内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。
３．取引条件及び取引条件の決定方針等
（１）賃借料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。
（２）資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期日（2014年9月30日）一括返済としています。

２．子会社および関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	フジテック アメリカ INC.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付、債務保証 役員の兼任	資金の貸付（注１）	―	長期貸付金	940
				利息の受取（注１）	1	流動資産その他	0
				債務保証（注２）	462	―	―
子会社	フジテック UK LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付（注３）	―	長期貸付金	781
子会社	華昇富士達電梯有限公司	所有 直接 60	当社製品、半製品の販売 役員の兼任	当社製品、半製品の販売	1,097	売掛金	923
子会社	フジテック (HK) CO.,LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金借入 役員の兼任	資金の借入（注４）	―	長期借入金	940
				利息の支払（注４）	1	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
２．銀行借入等につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。
３．資金の貸付は、フジテック UK LTD.が債務超過に陥っていることを勘案し、無利息、無期限としています。
４．資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　522円　84銭

１株当たり当期純利益　47円　45銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2013年５月７日

フジテック株式会社
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山 田 茂 善 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高 木　勇 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡 本 伸 吾 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フジテック株式会社の2012年４月１日から2013年３月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2012年４月１日から2013年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年５月８日

フジテック株式会社　監査役会

常勤監査役　野　木　正　彦　㊞
常勤監査役　北　川　由　雄　㊞
社外監査役　中　野　正　信　㊞
社外監査役　佐　伯　照　道　㊞

以　上